

中国新法令速報 (2021 年 9 月号)

2021 年 8 月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が
 発布された。具体的に次のとおり紹介する。

規定の名称	化粧品生産経営監督管理弁法
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021 年 8 月 2 日
内容の紹介	<p>当該《弁法》は、《化粧品監督管理条例》に基づき制定され、《条例》を基礎として、さらに化粧品の生産経営活動を規範化し、化粧品の監督管理を強化している。注目に値するのは次の内容である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 化粧品の登録者及び届出人は、法により化粧品生産品質管理体系を構築し、製品の副作用モニタリング、リスクコントロール、製品リコール等の義務を履行し、化粧品の品質安全と効果効能に係る宣言について責任を負わなければならない。 化粧品の電子商取引プラットフォーム経営者は、出店申請するプラットフォーム内の化粧品経営者に対して実名登記を行い、かつ、少なくとも 6 か月ごとに 1 回確認検査・更新しなければならない。 無償試用、贈与、交換等の形式で消費者に化粧品を提供する場合には、法により化粧品経営者の義務を履行しなければならない。 化粧品の最小販売ユニットに中国語のラベルを設けなければならない。ラベルの内容は、化粧品の登録又は届出資料における製品ラベルの見本と一致していなければならない。 子供が使用する化粧品は、法律、法規、強制性国家標準及び技術規範並びに化粧品生産品質管理規範等の子供用化粧品の品質安全に関する要求を満たし、かつ、規定に従い製品ラベル上に表示をしなければならない。 化粧品経営者は、措置を講じて製品の性質・状態、外観の形態等が食品、薬品等の製品と混同するのを回避し、誤食及び誤用を防止しなければならない。

規定の名称	減税・費用引下げ政策操作ガイドライン (二) 一 小規模薄利企業の企業所得税減額徴収政策
発布機関	国家税務総局
発布日	2021 年 8 月 2 日
内容の紹介	1. 適用対象

	<p>国が制限及び禁止をしていない業種に従事しており、年度課税所得額が 300 万円を超えない、従業員数が 300 人を超えない、資産総額が 5000 万円を超えないという 3 つの条件を同時に満たす小規模薄利企業</p> <p>2. 政策の内容</p> <p>2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで、小規模薄利企業の年課税所得額が 100 万円を超えない部分について、25%に減額して課税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を納付する。年課税所得額が 100 万円を超えるけれども 300 万円未満の部分について、50%に減額して課税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を納付する。</p> <p>3. 操作手順</p> <p>企業は、税務サービス庁又は電子税務局を通じて、企業所得税納税申告表の関連する項目欄に記入するだけで享受することができる。</p>
--	---

規定の名称	商標の一般的な違法判断標準 (意見募集稿)
発布機関	国家知的財産権局
発布日	2021 年 8 月 17 日
内容の紹介	<p>当該標準は、《商標法》及び《商標法实施条例》に基づき制定され、商標に係る法執行のために統一化した標準を提供している。注目に値するのは次の内容である。</p> <p>1. 巻きタバコ、葉巻及び包装された刻みタバコについては、必ず登録商標を使用しなければならない。中国において登録承認されていないものについては、中国で生産及び販売をしてはならない。中国において販売する輸入の巻きタバコ、葉巻及び包装された刻みタバコについては、必ず中国において登録承認された商標を使用しなければならない。</p> <p>2. 「登録商標を自ら改変する」とは、商標登録者が無断で登録商標の文字、図形、アルファベット、数字、立体標識、色彩の組合せ、音声等の構成要素に対して部分的な変更又は相対的位置の置換を行い、登録商標の顕著な特徴を改変せずに、なお「登録商標」又は登録標記を明示することをいう。登録商標を自ら改変した場合には、工商行政管理部门が期限を定めて是正するよう命じ、期限が到来しても是正しないときは、商標局がその登録商標を取り消す。</p> <p>3. 「登録商標を虚偽表示する」とは、未登録の商標を使用した商品、商品包装、容器、サービスの場所若しくは取引文書の上に、又は広告宣伝、展示その他の商業活動において、「登録商標」を明示し、未登録の商標上に登録標識を表示し、又は未登録の商標上に登録標記と近似する記号を表示して、関連する公衆を誤導することをいう。登録商標を虚偽表示した場合には、工商行政管理部门が制止し、期限を定めて是正し、かつ、通報することができ、違法経営額の 20 パーセント以下の罰金を科することができる。</p>

	きる。
--	-----

規定の名称	ネットワーク不正競争行為禁止規定 (公開意見募集稿)
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021年8月17日
内容の紹介	<p>当該規定は、インターネット分野における《反ネットワーク不正競争法》の具体的な適用を細分化したものであり、インターネット分野の企業の競争に係るコンプライアンスに指針を与えることを目的としている。注目に値するのは次の内容である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネットワーク競争行為の一般的な規範 <ol style="list-style-type: none"> (1) ネットワークを利用して混同行為を実施してはならない。 (2) それ自身又はその商品の機能、品質等について虚偽又は誤解を招く宣伝を行ってはならない。 (3) ネットワーク取引に対して影響力のある単位又は個人に贈賄してはならない。 (4) ネットワークを利用して競争相手の信用又は名声を損なってはならない。 (5) 取引量を虚構する、評価を虚構する、悪い評価を隠匿する、「高評価へのキャッシュバック」、架空注文・サクラのレビュー等の行為を実施してはならない。 2. 技術的手段を利用した妨害・干渉等のネットワーク不正競争行為の実施の禁止 <ol style="list-style-type: none"> (1) リンク挿入、強制ジャンプ等のトラフィック乗っ取り行為の実施を禁止する。 (2) 他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスを妨害する行為の実施を禁止する。 (3) 他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスに対する悪意による非互換行為の実施を禁止する。 3. 技術的手段を利用したその他のネットワーク不正競争行為の実施の禁止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 競争相手との間で高頻度の取引、高評価等を発生させ、プラットフォームの反サクラ懲罰メカニズムを発動させて、当該競争相手の取引機会を減らすことを禁止する。 (2) 特定の情報サービス提供者に対してその情報コンテンツ及びページをシャットダウン又はブロックすることを禁止する。 (3) 技術的手段を利用して、他の経営者との間の取引機会を減らし、又は他の経営者の経営上の選択に影響を及ぼし、「二者択一」行為を実施することを禁止する。 (4) 他の経営者のデータを不法に取得・使用し、かつ、他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの主たるコンテンツ若しくは一部のコンテンツに対して実質的な代替を構成し、又は他の経営者の運営コストを不合

	<p>理に増加させることを禁止する。</p> <p>(5) 取引相手の取引情報及び閲覧内容の収集・分析等を通じて、取引条件が同じ取引相手に対して異なる取引情報を不合理に提供することを禁止する。</p> <p>(6) 他の経営者が適法に適用するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害し、又は破壊するその他の行為の実施を禁止する。</p> <p>4. 法的責任</p> <p>《規定》に違反した経営者については、市場監督管理部門が《反ネットワーク不正競争法》における相応の規定により処罰を行う。</p>
--	---

規定の名称	《中華人民共和国反ネットワーク不正競争法》の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈 (意見募集稿)
発布機関	最高人民法院
発布日	2021 年 8 月 18 日
内容の紹介	<p>注目に値するのは以下の内容である：</p> <p>1. 商標標識保護に関連する規定</p> <p>① 「一定の影響がある標識」を「一定の市場知名度を有し、かつ、商品の出所を区別する顕著な特徴を有する標識」と明確化し、かつ、「原告は、その標識の市場知名度を立証して証明しなければならない」ことを強調した。</p> <p>② 他人の登録商標又は未登録の著名商標を企業名称中の屋号として使用しているものについて、目立って使用していない場合であっても、同様に《反ネットワーク不正競争法》第 6 条第 4 号所定の混同行為に属する、とした。</p> <p>③ 経営者が権利侵害商品であることを知らず、また知るべきでもない場合において、当該商品を自らが適法に取得したことを立証して証明するとともに提供者に説明することができるときは、賠償責任を負わない、とした。</p> <p>2. インターネット競争に関連する規定</p> <p>① 《反ネットワーク不正競争法》第 12 条に定める「強制的に特定ページへのジャンプを行う」行為について、《解釈》において「ユーザーの同意を経していないこと」という適用要件を追加した。</p> <p>② 《反ネットワーク不正競争法》第 12 条に定める「誤導、欺罔、脅迫等の行為」について、《解釈》において「事前に明確な提示を経ず、かつユーザーの同意を経していないこと」及び「他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスを悪意により妨害し、又は破壊すること」という 2 つの構成要件を追加した。</p> <p>③ 《反ネットワーク不正競争法》第 12 条に定める「悪意による非互換行為」について、《解釈》において次の 4 つの構成要件を明確に定め、同時に該当している</p>

	<p>必要があるとした。(一) 他の特定の経営者に対して互換性を持たせないこと。</p> <p>(二) 他の経営者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスをユーザーが正常に使用することを妨害していること。(三) 他の経営者が非互換行為により生じる影響を第三者との提携等の方法によっても除去することができないこと。</p> <p>(四) 合理的理由を欠いていること。</p>
--	--

規定の名称	中華人民共和国個人情報保護法
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021年8月20日
内容の紹介	<p>《個人情報保護法》は、中国が個人情報保護の分野で発布した初めての基礎的な法律であり、以下の主要内容について注目に値する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人情報保護法の適用範囲 個人情報とは、電子その他の方法により記録され、既に識別され又は識別可能な自然人に関する各種の情報であり、匿名化処理された後の情報を含まない。個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開、削除等を含む。 個人情報処理の適法性の基礎 個人情報処理の適法性の基礎には、ユーザーが同意すること、契約締結に必要であること、人的資源管理に必要であること、法定の職責/義務の履行、緊急保護、ニュース報道又は世論の監督、公開情報の合理的処理等を含む。 自動化意思決定方式の利用による個人情報の処理 情報処理者は、自動化意思決定の透明性及び結果の公平・公正を保証しなければならない。個人に対し取引価格等の取引条件上に不合理な差別的待遇を実行してはならない。また、自動化意思決定方式を通じて個人に対し情報配信又は商業的マーケティングを行う場合には、その個人の特徴に焦点を定めない選択肢を同時に提供し、又は簡便な拒絶方式を個人に対し提供しなければならない。 既に公開された個人情報の処理 個人が自ら公開し、又はその他の既に適法に公開された個人情報は、合理的な範囲内で、これを処理することができる。ただし、個人が明確に拒絶した場合を除く。また、既に公開された個人情報を処理するにあたり、個人の権益に重大な影響を及ぼす場合には、さらに本法の規定により個人の同意を取得しなければならない。 情報処理活動における個人の権利 個人は、その個人情報処理活動において知る権利、決定権並びに他人の情報処理活動に対する制限権及び拒絶権を享有する。自然人が死亡した場合には、その近親者が関連する権利を行使する権利を有する。

6. 個人情報処理者の包括的な義務

- (1) 内部管理制度及び操作規程を制定すること。
- (2) 個人情報について分類管理を実行すること。
- (3) 相応の暗号化、非識別化等の安全技術措置を講じること。
- (4) 個人情報処理の操作権限を合理的に確定し、かつ、従業員に対して安全教育及び研修を定期的に行うこと。
- (5) 個人情報のセキュリティインシデントに対する緊急対応策を制定し、かつ、実施を組織すること。

7. 個人情報処理者の具体的な義務

- (1) 定期的にコンプライアンス監査を行う義務
- (2) 高いリスクがある状況（機微な個人情報、自動化意思決定、他人/国外への提供、個人の権利に対して重大な影響を及ぼす場合）のもとでは、事前に個人情報保護に係る影響評価を行うこと。
- (3) 個人情報が漏洩した場合における即時の救済及び通知に係る義務
- (4) 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が巨大で、事業類型が複雑な個人情報処理者は、さらにより高いレベルの義務を履行しなければならない。これには、外部の独立した監督機関の設立、プラットフォーム規則の制定、違法活動の遮断、責務履行報告の定期的な発表等を含む。
- (5) 個人情報の処理が所定の数量に達する個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定しなければならない。

8. 厳格な法的責任の設定

個人情報処理者が《個人情報保護法》の規定に違反した場合には、個人情報保護職責履行部門が是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、個人情報を違法に処理するアプリケーションについてサービス提供の一時停止又は終了を命じる。是正を拒絶した場合には、100 万元以下の罰金を併科する。直接に責任を主管者及びその他の直接積二者に対しては、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

情状が重大な場合には、省級以上の個人情報保護職責履行部門が是正を命じ、違法所得を没収し、5000 万元以下又は前年度の営業額の 5 パーセント以下の罰金を併科し、かつ、関連する事業の一時停止又は営業停止・整理を命じ、関係主管部門に通報して業務許可を取り消させ、又は営業許可証を取り消させることができる。直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、かつ、これらの者が関連する企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者に就任することを一定期間禁止する旨を決定することができる。

規定の名称	義務教育段階の学生の宿題負担及び校外教育負担のさらなる軽減に関する実施意見
発布機関	上海市人民政府
発布日	2021 年 8 月 24 日
内容の紹介	<p>当該意見は、国务院の「双减」業務要求を実践し、かつ、校外教育機関のガバナンスに対してさらに細かい規定を設けることを目的としている。主たる内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな義務教育段階学生向け学科類校外教育機関の審査認可を行わず、既存の学科類研修機関について改めて審査し、かつ、二重管理の非営利機関として統一的に登録する。 2. 学科類研修機関は、一律で、上場・資金調達してはならない。上場会社は、株式市場を通じて学科類研修機関に融資・投資してはならず、学科類研修機関の資産を購入してはならない。外資は、学科類研修機関について資本支配し、又は資本参加してはならない。 3. 校外教育機関は、国の法定祝休日、休息日及び冬季・夏季休暇を占用して学科類研修を組織してはならない。オフライン研修機関の研修終了時間は、夜 20 時 30 分を超えてはならない。オンライン研修の授業については毎回 30 分を超えてはならず、授業の間隔は 10 分間を下回ってはならず、研修終了時間は夜 21 時 00 分を超えてはならない。弊所は、当該規定が教育研修業界に与える影響について、別に解説文を執筆し、参考にする。

規定の名称	未成年者のオンラインゲームへの惑溺をさらに厳格に管理し適切確実に防止することに関する国家新聞出版署の通知
発布機関	国家新聞出版署
発布日	2021 年 8 月 30 日
内容の紹介	<p>当該規定は、オンラインゲーム企業に対する管理措置をさらに厳格化し、未成年者のオンラインゲームへの惑溺を防止するものである。主たる内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 9 月 1 日から、全てのオンラインゲーム企業は、金曜、土曜、日曜及び法定祝休日の毎日 20 時から 21 時の 1 時間のみ、未成年者に対しオンラインゲームのサービスを提供することができ、その他の時間は形式の如何を問わず未成年者に対しオンラインゲームサービスを提供してはならない。 2. 全てのオンラインゲームは、必ず国家新聞出版署オンラインゲーム惑溺防止実名検証システムに接続しなければならない。全てのオンラインゲームのユーザーは、必ず真実かつ有効な身分情報を使用してゲームのアカウント登録を行い、かつ、オンラインゲームにログインしなければならない。 3. オンラインゲーム企業は、形式の如何を問わず（プレイヤー体験モデルを含む）実名登録及びログインをしていないユーザーに対しゲームサービスを提供してはならな

	い。
--	----

以上

免責文言: 本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責: 水野海峰、巖海忠、仇海珍